

事務連絡
平成24年8月7日

保險醫療機關 各位

社会保険診療報酬支払基金広島支部

福祉医療費助成事業の患者負担額の端数処理について（お願い）

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、広島県の各市町が実施する福祉医療費助成事業の審査支払事務につきましては、医療保険分に係るものについて、支払基金で取扱っているところです。

現在、福祉医療費助成事業の請求については、患者窓口負担額の端数処理（10円未満を四捨五入）をしてレセプトに記載し提出されております。

今回、広島県及び各市町との協議の結果、患者負担額の記載については、10円未満を四捨五入した額（10円単位）から、10円未満を四捨五入する前の額（1円単位）での記載に変更をすることになりました。

これまでに十数件のお手数をお掛けいたしましたが、平成24年9月診療分（平

つきましては、皆様方に入念な手数をお願いいたします。
成24年10月提出分のレセプトより端数処理は1円単位での記載をお願いいたします。
なお、記載要領の変更により、窓口での徴収額に変更がないことを申し添えます。
おって、平成24年8月診療分以前分につきましては、10円単位の請求となります。

乳幼児医療費助成事業、重度心身障害者医療助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業

- 【科外料 患者負担額を1円単位に変更した場合】

 - 社保・乳幼児医療(一部負担金 1日500円の場合)の2者併用 (2割負担)
 - 【1日の自己負担額が600円未満の日がある場合】
 - ・医療料 197点×8割=1,576円
 - ・乳幼児医療 0円(197点×2割=994円)
 - ・患者負担額 394円